

平成19年度から

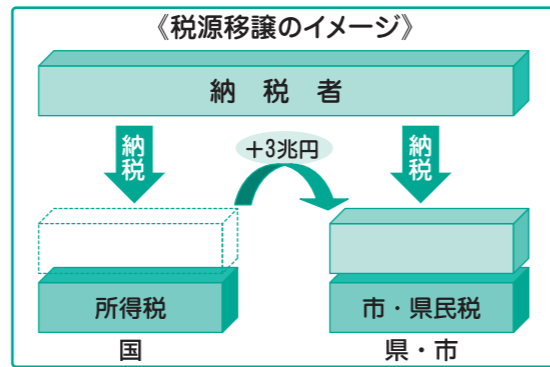
個人住民税(市民税・県民税)が変わります



◆国から地方へ

「地方のことは地方で」という方針のもと、国による三位一体改革が進められ、その柱となる「税源移譲」では所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、国税から地方税へ全国でおよそ3兆円の税源が移譲されます。(ただし、税源移譲で増加する財源分は、国庫補助金等で減額調整されますので、地方の歳入が一時的に増えるものではありません。)

この税源移譲およびその他の改正により、平成19年度個人住民税は次のように変わります。



●税源移譲により所得税(国)と住民税(地方)の税率が変わります

■所得税

平成19年1月分から適用

4段階の税率を6段階に細分化

税源移譲前

課税所得	税率
330万円まで	10%
330万円超 900万円まで	20%
900万円超 1,800万円まで	30%
1,800万円超	37%

税源移譲後

課税所得	税率
195万円まで	5%
195万円超 330万円まで	10%
330万円超 695万円まで	20%
695万円超 900万円まで	23%
900万円超 1,800万円まで	33%
1,800万円超	40%

■住民税

平成19年6月分から適用

3段階の税率から一律10%に

税源移譲前

課税所得	税率(所得割)
200万円以下の金額	5% (市3%・県2%)
700万円以下の金額	10% (市8%・県2%)
700万円超の金額	13% (市10%・県3%)

税源移譲後

課税所得	税率(所得割)
一律	10% (市6%・県4%)

- 事業所得者は、平成20年2月確定申告(平成19年分)の所得税が上の税率にかかります。
- 「課税所得」とは、給与や事業収入などの「収入」から給与所得控除や事業の経費を差し引いたものが「所得」です。この「所得」から基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などを差し引いた残りの金額を「課税所得」といいます。

税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的に変わりません。

※実際の負担額は、次の定率減税の廃止や皆さんの収入の増減などにより変動します。

●税源移譲以外の主な変更点

◆定率減税が廃止されます(最大2万円の増額)

住民税：平成18年度は、住民税の所得割の金額から7.5%(限度額2万円)を減額していましたが、平成19年度から廃止となります。

※所得税：平成18年分は税額の10%(限度額12.5万円)を減額していましたが、平成19年分から廃止となります。(確定申告では平成20年2月申告分から)

◆住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(平成15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、老年者非課税措置が廃止されましたが、次の経過措置がとられています。

平成18年度は税額の3分の1を課税 → 平成19年度は税額の3分の2を課税



「事業仕分け」・「施設仕分け」作業を実施

11月11日(土)、市の事務事業や公共施設の必要性、妥当性やあり方について点検と見直しを行う平成18年度高島市「事業仕分け」・「施設仕分け」を公開で行いました。

この作業は、事業や施設そのものの妥当性や有効性、事業実施主体はどこが適切か、内容に改善すべき点はないか等々を議論・検討し、行財政改革を推進していくための評価手法で、高島市では昨年度から取り組んでいます。今回は市民の方から25人を評価者としてお迎えし、5班体制で実施しました。

22の事業と12区分で70施設を対象とし、特に施設仕分けでは、合併に伴って身近に利用できるようになった類似施設の管理運営や、JR駅前の市営駐車場などのあり方について活発な質疑・議論が行われました。

作業の結果、多くの事業・施設で、「市として継続するが、改善や見直しが必要である」と判断され、「民間への譲渡や廃止が適当である」と判断された施設もありました。

今回の結果と、評価者から頂いたご指摘やご意見を参考として、真に不要な事業を削り、また継続と判断された事業についても、もう一度事業・施設のあり方を見直し、改善を図っていく予定です。これらは可能なものから来年度以降の予算や施設運営に反映させ、高島市の身の丈にあったスリムな行政を目指していきます。

(財政課・企画調整課)

■事業仕分け作業結果 (事業費単位:千円)

費目	不要		民間		市(改善要)		市(ほぼ現行)		仕分け不能		計	
	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費
総務費					1.4	104,123 78.6%	0.6	28,323 21.4%			2	132,446 100.0%
民生費					4	49,618 83.4%	1	9,852 16.6%			5	59,470 100.0%
衛生費									1	20,932 100.0%	1	20,932 100.0%
農林水産業費	1	7,476 67.7%					1	3,571 32.3%			2	11,047 100.0%
商工費					2	20,615 42.1%	2	28,328 57.9%			4	48,943 100.0%
土木費					2	2,400 34.8%	1	4,500 65.2%			3	6,900 100.0%
教育費					5	34,658 100.0%					5	34,658 100.0%
計	1	7,476 2.4%			14	211,414 67.2%	6	74,574 23.7%	1	20,932 6.7%	22	314,396 100.0%

■施設仕分け作業結果 (事業費単位:千円)

所管	不要		民間		市(改善要)		市(ほぼ現行)		計	
	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費
健康福祉部所管施設	1	3,195 5.8%	1	7,666 13.9%	1	44,374 80.3%			3	55,235 100.0%
産業循環政策部所管施設	2	663 34.8%	1	1,243 65.2%					3	1,906 100.0%
土木交通部所管施設			10	3,162 42.1%	16	4,157 55.4%	8	186 2.5%	34	7,505 100.0%
教育委員会事務局所管施設	1	2,333 0.8%	1	579 0.2%	22	271,768 91.9%	6	21,051 7.1%	30	295,731 100.0%
計	4	6,191 1.7%	13	12,650 3.5%	39	320,299 88.9%	14	21,237 5.9%	70	360,377 100.0%

※1 一つの事業等が2種類以上に仕分けされた場合、それぞれ件数を按分(事業費はそれぞれの事業費、あるいは按分による)として計上しています。
 ※2 評決が分散し、一つの結果に集約できなかった事業については、仕分け不能欄に計上しています。
 ※3 各事業、各施設個別の仕分け結果については、市のホームページに掲載しています。

※11月26日(日)の日本経済新聞の「財政～経済が問う～」にも取り上げられました。